

平成 30 年度社会福祉法人指導監査結果の概要

社会福祉法人の指導監査について、社会福祉法人の主体性を尊重しながら、健全な法人運営が確保されることを目的に、関係法令等に基づく指導監査を実施しました。

1 実施状況

平成 30 年度は、本市が所管する 12 法人のうち 7 法人に対して指導監査を実施し、2 法人に対して文書指摘を行いました。

2 文書指摘件数

指摘事項	件数
1 組織運営関係 (定款、役員、理事会・評議員会、監事監査)	14
2 事業関係 (社会福祉事業、公益事業、収益事業)	0
3 管理関係 (人事、資産、会計)	0

3 指導監査結果の主な指摘事項

(1) 組織運営関係の指摘事項

ア 評議員・評議員会

- ・選任方法が不適切
- ・欠格事由等の確認が不十分
- ・招集手続きの不備 等

イ 理事、監事及び理事会

- ・選任方法が不適切
- ・欠格事由等の確認が不十分
- ・招集手続きの不備
- ・議事録の不備 等